

議第36号

呉市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

呉市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を次のように定める。

呉市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

呉市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成28年呉市条例第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号，第115条の2第2項第1号，第115条の2の2第1項各号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき，指定介護予防サービスの事業を行う者の指定の申請者に関する事項，指定介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに基準該当介護予防サービスに関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は，法及び指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定の申請者に関する事項）

第3条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は，法人とする。ただし，病院，診療所又は薬局により行われる介護予防居宅療養管理指導に係る指定及び病院又は診療所により行われる介護予防訪問看護，介護予防訪問リハビリテーション，介護予防通所リハビリテーション又は介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請については，この限りでない。

（指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営等に関する基準）

第4条 法第54条第1項第2号，第115条の2の2第1項各号並びに第115条の4第1項及び第2項に規定する条例で定める指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は，次条から第7条までに定めるもののほか，省令（省令の改正の際の経過措置を含む。）に定める基準（次条に定める基準に係るものを除く。）のとおりとする。

（指定介護予防サービスの事業の一般原則）

第5条 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(従業者の員数)

第6条 指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第130条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、当該指定短期入所生活介護事業所の医師を置かないことができる。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員を置かないことができる。

(利用定員等)

第7条 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員の数を上限とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。